

○小牧市地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法に関する条例

昭和 58 年 6 月 25 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第 2 条 地区計画等の原案の提示は、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供して行うものとする。

(1) 地区計画等の種類、名称、位置、区域及び面積

(2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第 3 条 地区計画等の原案に対する意見の提出は、前条の公告の日から 3 週間以内に意見書を市長に提出して行うものとする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。